

土壌の汚染に係る環境基準の見直し（案）

今回の見直し案は以下のとおりです。

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項に基づく土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）別表中の項目 1,1-ジクロロエチレンの環境上の条件について、以下のとおり見直します。

項目	新たな環境上の条件	現行の環境上の条件
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること